

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第294号）

〔 学校法人の届出書及び許可書等文書不存在非公開決定審査請求事案 〕

（答申日 平成30年6月29日）

第一 審査会の結論

大阪府教育長の決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、平成29年3月3日、大阪府知事に対し、大阪府情報公開条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、「大阪市の学校法人Aの安部晋三記念小学校舎建設を理由とする寄付募集の届出書及び同法人経営小学校名称を安部晋三記念小学校とする許可書（以上、類する書類を含む）」（答申注：原文ママ）の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2第1項の規定に基づき権限を委任された大阪府教育長は、平成29年3月17日、本件請求に対し、「大阪市の学校法人Aの安部晋三記念小学舎建設を理由とする寄付募集の届出については、届出されていないため、同法人経営小学校名称を安部晋三記念小学校とする許可書については、申請されていないため、その他の所有する行政文書については、安部晋三記念小学校とするものは管理していないため」（答申注：原文ママ）との理由を付して、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、平成29年4月17日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、大阪府知事に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

本件決定の取り消しを求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 審査請求書における主張
本件文書の不存在は下記理由により不自然であり、法律違反の合理的隠蔽であると認識している。
本件請求は他人の、かつ、我国最高指導者（衆議院議員、内閣総理大臣 安倍晋三名）を冠した学校建設寄付募集に関したものであり、寄付実績もみることからその影響力を論じるのは困難であり、我国最高指導者の氏名を寄付行為の手段とすることの看過を理由とすることに整合性を見ることが困難であることを請求の理由とする。
- 2 反論書における主張

(1) 反論の趣旨

大阪府教育長の弁明書は不当である。

(2) 反論の理由

ア 大阪市の学校法人Aの安倍晋三記念小学校舎建設を理由とする寄付募集の目論見書（類する書類を含む）は我国最高権力者である安倍晋三内閣総理大臣の公職氏名を冠したものであり、寄付行為も実行されている事実に鑑みると本件目論見書は大阪府教育長に届けられ安倍晋三内閣総理大臣が氏名使用を許可した行政文書であり、更には同法人が開学を予定する小学校名称を安倍晋三記念小学校と特定する許可申請書が必須であることを理由とする。

イ 上記届出書、許可書（申請書を含む）の不存在は大阪府教育長の学校開設手続きの怠慢、及び安倍晋三内閣総理大臣については国会において公職名使用を許可していないと証言しておられることから公職名無断使用による何らかの処分が社会的に求められることを理由とする。

ウ 平成29年3月3日付公開請求に係る書式に補正を要する場合はその情報提供を求め新たな公開請求を実施する。

(3) 結論

以上のとおり、本件弁明は不自然であり、かつ、違法、不当性を否定し、違法の認容は困難であり本件弁明書及び非公開決定の取り消しを求める。

第五 大阪府教育長の主張要旨

大阪府教育長の弁明書における主張は、概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

2 弁明の理由

大阪市の学校法人Aの安倍晋三記念小学校校舎建設を理由とする寄付募集の届出書についてはそれが届出されていないため、同法人経営小学校名称を安倍晋三記念小学校とする許可書についてはそれが申請されていないため、その他の所有する行政文書については同法人経営小学校名称を安倍晋三記念小学校とするものは管理していないため、本件決定を行ったものであり、適法かつ妥当なものである。

3 結論

以上のとおり、本件決定は、条例に基づき適正に行ったものであり、何ら違法な点又は不当な点は無く、適法かつ妥当なものである。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、「知る権利」を保障し、そのことにより府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進

に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、一方では公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、大阪府教育長は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件請求に係る対象行政文書の特定について

本件請求に係る対象行政文書は、「大阪市の学校法人Aの安部晋三記念小学校校舎建設を理由とする寄付募集の届出書（類する書類を含む。）」（以下「本件対象文書1」という。）及び「同法人経営小学校名称を安部晋三記念小学校とする許可書（類する書類を含む。）」（以下「本件対象文書2」という。）である。

本件請求において、公職者氏名の表記に一部誤りがあるが、対象文書の特定に関して争いはない。

なお、請求内容にある「類する書類」の意味について、「安倍晋三記念小学校」という名称のものを請求対象とするものか、若しくは当該学校法人に係る全ての届出書又は許可書を請求対象とするのか、本審査会から審査請求人に対し、口頭意見陳述等において確認をしようとした。しかし、審査請求人は当初、平成29年11月27日に開催の本審査会での口頭意見陳述を希望する旨の回答があったものの出席せず、以後も本審査会から審査請求人に対し、同年12月25日及び同30年1月22日に開催の審査会での口頭意見陳述の希望に係る照会を文書で行ったが、いずれも審査請求人からの回答はなく、請求内容にある「類する書類」の意味は確認できなかったことから、やむを得ず本審査会では「安倍晋三記念小学校」という名称のものに限定して判断を行った。

ちなみに、仮に本件請求を当該学校法人に係る全ての届出書又は許可書を請求対象とするものと理解した場合には、既に別の行政文書公開請求に対応して、その一部が開示されていることを申し添えておく。

3 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

(1) 本件対象文書1について

学校法人への寄付金に係る税制上の優遇措置としては、

ア 所得税法施行令第217条第1項第4号及び法人税法施行令第77条第1項第4号に掲げる特定公益増進法人であることの証明を受けた学校法人への寄付について、個人の場合には所得税の寄付金控除、企業などの法人の場合には一般の寄付金とは別枠で法人税の損金算入が認められる制度

イ 租税特別措置法施行令第26条の28の2に規定する要件を満たす学校法人に対し個人が寄付金を支出した場合、当該寄付金について、所得税の税額控除制度の適用を受けることができる制度

がある。

寄付者である個人や法人がこれらの税制優遇を受けるためには、私立学校に関する事務を大阪府知事から委任されている大阪府教育長が発行する、アについては当該学校法人が特定公益増進法人であることの証明書の写し、イについては租税特別措置法施行令に規定される要件を満たすことの証明書の写しがそれぞれ必要となる。そのため、アに関する証明書については、学校法人が特定公益増進法人となることを希望する場合に、イに関する証明書については、学校法人が個人からの寄附金について税額控除制度が適用される対象法人となることを希望する場合に、当該学校法人から大阪府教育長に対しそれらの証明書の発行申請がされる場合がある。

大阪府教育長によると、学校法人Aから「安倍晋三記念小学校」という名称の小学校の設置を目的とした寄付に係る特定公益増進法人証明書や租税特別措置法第26条の28の2に規定する要件を満たすことの証明書の発行申請はなく、それに関する文書もないことから、本件対象文書1について、不存在による非公開決定をしたとのことであり、その説明に、特段、不自然な点は認められない。

(2) 本件対象文書2について

学校法人の小学校設置については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条により、私立学校に関する事務を大阪府知事から委任されている大阪府教育長の認可を受けなければならないとされている。

大阪府教育長によると、学校法人Aから「安倍晋三記念小学校」という名称の小学校設置を目的とした認可申請はなく、それに関する文書もないことから、本件対象文書2について、不存在による非公開決定をしたとのことであり、その説明に特段、不自然な点は認められない。

(3) 判断

以上から、大阪府教育長の本件決定は妥当であると認められる。

4 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

長谷川佳彦、田積司、池田晴奈、近藤亜矢子